平成２２年（フ）第４８６号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅５―102号
債務者　進藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１６号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上91番地30
債務者　藤原　一男
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
秋田県大館市釈迦内字街道端14番地２
債務者　佐々木一訓
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２５７号
福島市御山字稲荷田31番地の14　コーポ稲荷田101
債務者　三浦　文隆
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
群馬県みどり市笠懸町久宮69番地81
債務者　菅野　直子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４１９号
山梨県山梨市歌田587番地５　グランヴェルジェヒカワＡ―103
債務者　辻森亜優美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
山梨県甲府市古府中町6021番地９カーサレフィナードＢ202
債務者　末木　荒治
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３７号
山梨県甲府市上帯那町606番地
債務者　末木利津子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
山梨県甲斐市万才222番地２キャッスル万才102
債務者　上田　　仁
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
山梨県中央市東花輪50番地３　田中住宅１号
債務者　川元　　實
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
山梨県南アルプス市六科1292番地５
債務者　山下多恵子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
長野市若穂保科2965番地　花隣花東１号、住民票上の住所長野市若穂保科6144番地の４
債務者　須田　卓也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
長野市若穂保科2965番地　花隣花東１号、住民票上の住所長野市若穂保科6144番地の４
債務者　須田　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
長野市大字高田508番地
債務者　武居　敏一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
長野市大字高田508番地　田島ハイツＡ104
債務者　滝澤ケサ江
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
長野県安曇野市豊科4679番地１　エクセルとよしな105号
債務者　横瀬　純一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部